

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(第5次高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画)

いきいき安心プラン

(素案)



平成21年1月

船 橋 市

目 次

第1章 計画の趣旨と概要	
第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の概要	1
第2章 高齢者を取り巻く現状	
第1節 高齢者を取り巻く現状	2
第3章 ビジョンと基本方針	
第1節 将来フレーム	6
第2節 高齢者保健福祉・介護ビジョン	8
第3節 基本方針	9
第4節 施策の体系	11
第4章 重点項目	14
第5章 主な事業	16
第6章 高齢者介護のあり方と目標指標	
第1節 平成26年度における高齢者介護の姿	22
第2節 平成26年度における目標指標	23
第7章 第4期介護保険事業計画の施設等整備方針	
第1節 日常生活圏域	24
第2節 地域包括支援センターの配置整備方針	24
第3節 施設等基盤整備に関する基本的考え方	25
第8章 介護保険事業量等の現状と見込み	
第1節 サービス利用者数推計の手順	28
第2節 被保険者数	28
第3節 要支援・要介護認定者数	29
第4節 サービス量の見込み	29
第5節 市町村特別給付	31
第6節 介護保険料の見込み	32

概要版

第1章 計画の趣旨と概要

第1節 計画の趣旨

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯が増加していくと考えられ、こうした高齢者を地域・社会で支えるしくみづくりが急務となっています。また、今後も団塊の世代が高齢期を迎える平成24年以降はさらに高齢化が進みます。

「第5次高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」では、このような高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえ、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」を実現するため、新たに“健やか！安心！いきいきシニアライフ”を船橋市の高齢者保健福祉・介護ビジョンとして掲げました。

このビジョンの実現に向け、今後3年間の介護保険対象サービスの量を見込むとともに、高齢者の保健・福祉施策についても、将来の展望を見据えた適切な施策を推進していくため、平成21年度を初年度とする新たな計画を策定するものです。

第2節 計画の概要

1 計画の法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、「老人福祉法第20条の8」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は「介護保険法第117条」に基づく市町村介護保険事業計画として策定する計画であり、高齢者に対する保健福祉・介護等の施策を総合的に推進するため一体のものとして策定します。

2 計画期間

計画の期間は、平成21年度から23年度の3年間とします。

平成(年度)														
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
第2次高齢者保健福祉計画・第1期 介護保険事業計画									第5次高齢者保健福祉計画・第4期介護 保険事業計画					
			第3次高齢者保健福祉計画・第2期 介護保険事業計画								第6次高齢者保健福祉計画・第5期介護 保険事業計画			
						第4次高齢者保健福祉計画・第3期介護 保険事業計画					第6次高齢者保健福祉計画・第5期介護 保険事業計画			

概要版

第2章 高齢者を取り巻く現状

第1節 高齢者を取り巻く現状

1 人口構造等

本市の人口構造についてみると、平成20年10月1日現在の総人口598,201人のうち、65歳以上の高齢者人口が109,663人で高齢化率18.3%となっています。

人口	平成20年10月1日現在人口（人）			構成比
	男性	女性	総数	
総数	301,950	296,251	598,201	100.0%
0～39歳	152,427	140,475	292,902	49.0%
40～64歳	99,319	96,317	195,636	32.7%
65歳以上（高齢者）	50,204	59,459	109,663	18.3%
65～74歳（前期高齢者）	33,734	35,500	69,234	11.6%
65～69歳	18,740	20,067	38,807	6.5%
70～74歳	14,994	15,433	30,427	5.1%
75歳以上（後期高齢者）	16,470	23,959	40,429	6.8%
75～79歳	9,345	10,533	19,878	3.3%
80～84歳	4,727	6,688	11,415	1.9%
85歳以上	2,398	6,738	9,136	1.5%

※住民基本台帳人口及び外国人登録人口の合計による

2 日常生活圏域の状況

本市では、総合計画における行政コミュニティ及び地域福祉計画における保健福祉地区に設定されている5つの地区（南部・西部・中部・東部・北部）を日常生活圏域として設定し、高齢者介護に係る基盤整備の中心的な位置づけとしています。

圏域	面積 (ha)	人口規模 (人)	高齢者人口 (人)	高齢化率 (%)	要介護認定者 (人)	認定率 (%)
南部	1,544.30	106,628	17,371	16.3	2,671	15.4
西部	1,514.00	139,149	20,256	14.6	2,814	13.9
中部	1,093.20	81,569	18,279	22.4	2,341	12.8
東部	1,617.00	166,539	29,825	17.9	3,813	12.8
北部	2,795.50	104,316	23,932	22.9	3,061	12.8
合計	8,564.00	598,201	109,663	18.3	14,700	13.4

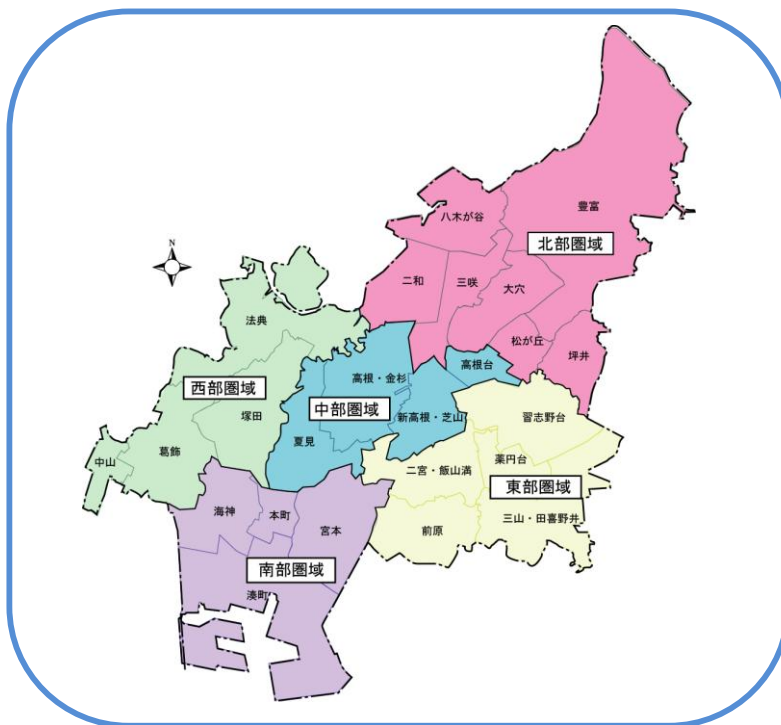
※人口：平成20年10月1日現在：住民基本台帳及び外国人登録人口の合計による

※要介護認定者数：平成20年9月末現在

※要介護認定者数については、住所地特例者は含まれていない

概要版

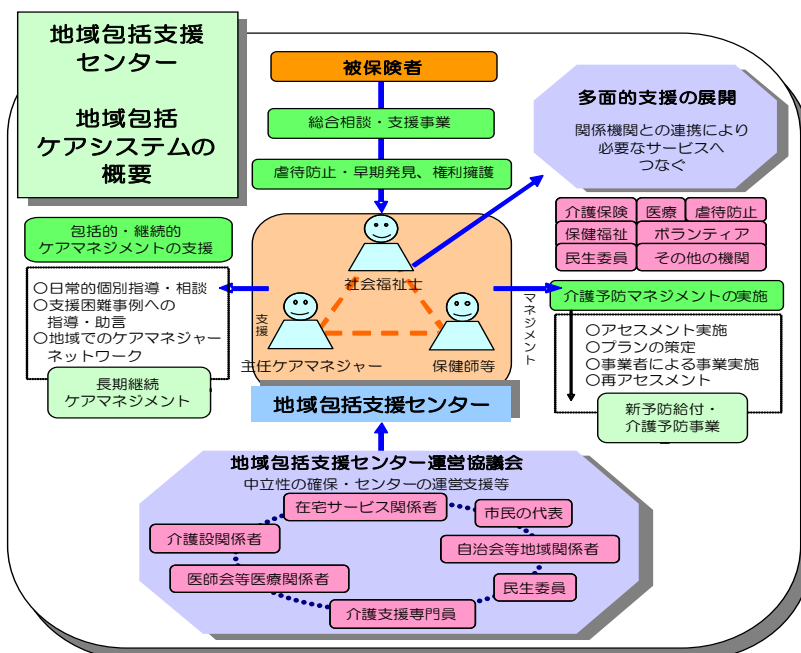
[日常生活圏域（5圏域）の位置図]



3 地域包括支援センター等の状況

(1) 地域包括支援センター

本市では、「第4次高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」に基づき、平成18年4月に5つの日常生活圏域ごとに1か所ずつ直営で地域包括支援センターを設置しました。



概要版

(2)地域支援事業

地域支援事業は、被保険者が要支援・要介護状態となる前から介護予防を推進し、要支援・要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため平成18年度より創設された事業で、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業によって構成されます。

介護予防事業（主な事業）			
特定高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定高齢者把握事業 ・ 通所型介護予防事業 ・ 訪問型介護予防事業 		
一般高齢者	<table border="1"> <tr> <td>介護予防普及啓発事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防普及啓発事業 ・ 認知症予防普及啓発事業 </td> </tr> </table>	介護予防普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防普及啓発事業 ・ 認知症予防普及啓発事業
介護予防普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防普及啓発事業 ・ 認知症予防普及啓発事業 		
包括的支援事業（主な事業）			
介護予防ケアマネジメント事業	<p>特定高齢者が要介護状態等になることを予防するため、①アセスメント（課題分析）、②介護予防ケアプラン作成、③モニタリング（実施状況の把握と調整）、④事後評価のプロセスにより、必要な援助を実施しています。</p>		
総合相談支援事業	<p>地域の高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域において関係者とネットワークを構築するとともに、適切なサービスにつなげています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合相談支援 ・ 在宅介護支援センター運営事業 ・ 相談協力員研修会 ・ 実態把握 		
権利擁護事業	<p>困難な状態にある高齢者が尊厳のある生活を維持できるよう、必要な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待への対応 ・ 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会 ・ 高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議 ・ 高齢者虐待防止等研修会 		
包括的・継続的ケアマネジメント事業	<p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者地域ケア会議 ・ ケアマネジャー研修事業 		

概要版

任意事業（主な事業）	
介護給付等費用適正化事業	介護給付費等に要する費用の適正化のため、介護保険サービス利用者に対して、利用したサービス内容や自己負担した金額などを記載した給付費通知を年4回送付しています。
家族介護支援事業	要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・徘徊高齢者家族支援サービス事業 ・認知症相談事業
その他の事業	介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度普及事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・住宅改修支援事業 ・介護サービス適正実施指導事業 ・介護予防教室事業 ・認知症サポーター（※1）養成講座 ・キャラバン・メイト（※2）養成研修

※1 認知症サポーター：認知症の方や家族を応援できるよう認知症に関する正しい知識と理解を身につけた方

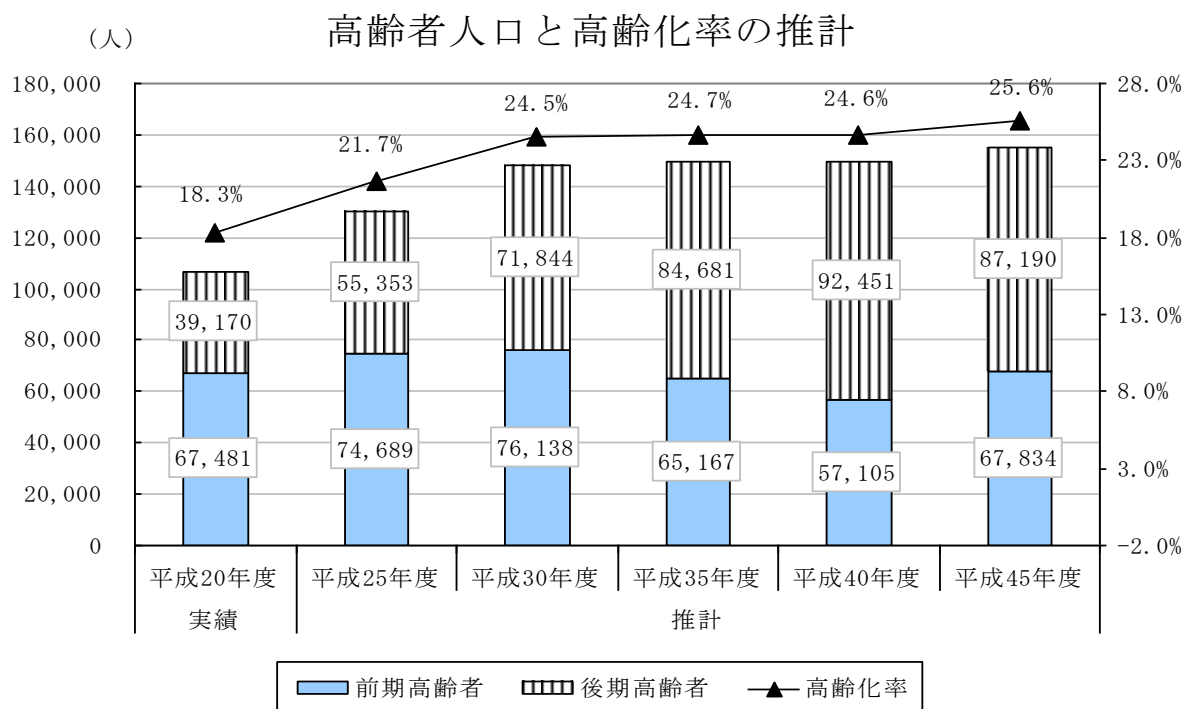
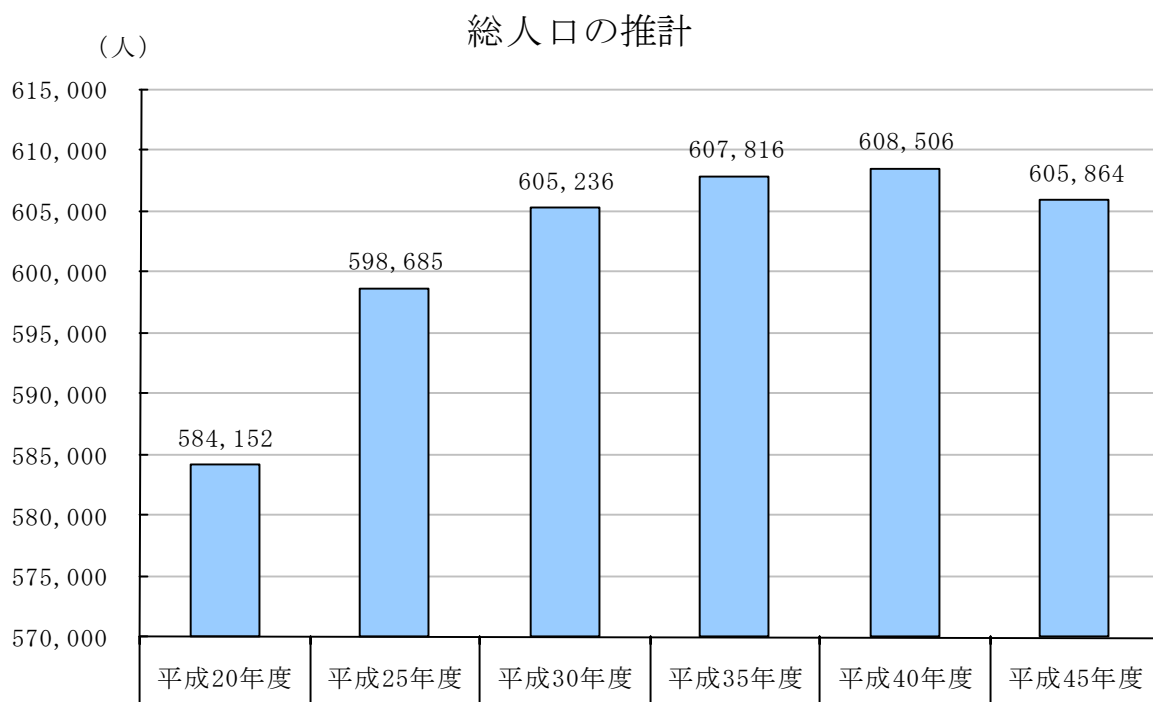
※2 キャラバン・メイト：一定の研修を経た、認知症サポーター養成講座の講師

概要版

第3章 ビジョンと基本方針

第1節 将来フレーム

1 総人口・高齢者人口の将来推計

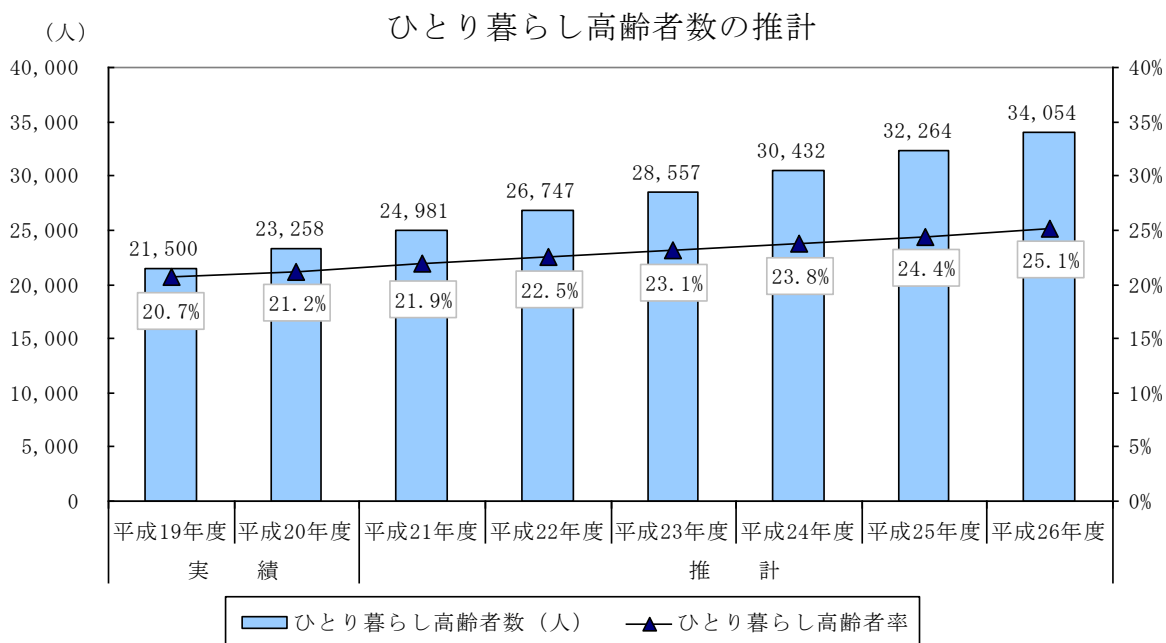


※企画調整課将来推計人口（住民基本台帳）
 ※各年度4月1日現在

概要版

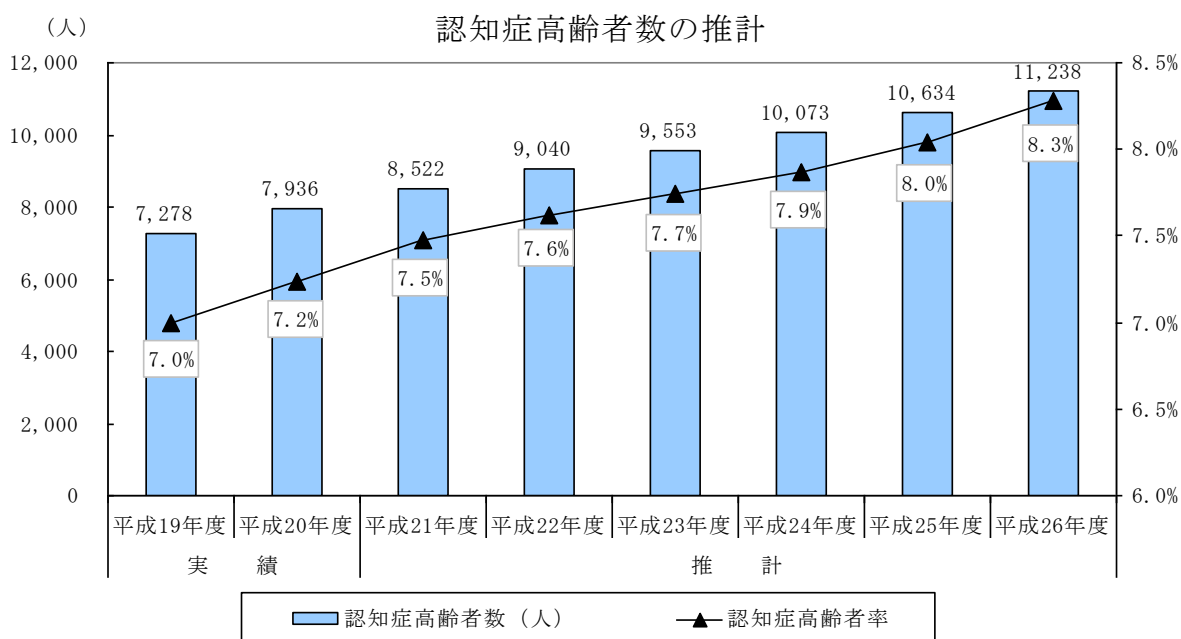
2 ひとり暮らし高齢者数と認知症高齢者数の将来推計

(1)ひとり暮らし高齢者数



※住民基本台帳より算出し、実績から推計
 ※各年度 10月1日現在

(2)認知症高齢者数



※平成20年10月1日現在の認定者データ（認定調査による日常生活自立度Ⅱa以上）から推計
 ※各年10月1日現在

概要版

第2節 高齢者保健福祉・介護ビジョン

高齢化の進展とともに、要介護認定者数の増加やそれに伴う給付費の増大など、高齢者を取り巻く状況は変化してきています。

また、元気高齢者の社会参加や認知症高齢者への対応、ひとり暮らし高齢者への支援など、さまざまな課題が顕在化しています。

こうした高齢社会をめぐる課題に的確に対応し、本市総合計画で掲げる「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」を実現するため、新たに高齢者の保健福祉・介護ビジョンを設定し、本計画を推進していきます。

すべての高齢者が、自分らしくそれぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らせる「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現を目指し、高齢者一人ひとりの視点に立った、“健やか！安心！いきいきシニアライフ”を高齢者保健福祉・介護ビジョンとして設定します。



概要版

第3節 基本方針

ビジョンを踏まえ、これを実現するための基本方針として、次の4つを設定します。

基本方針1

高齢者の多様な社会参加と生きがいづくりへの支援

高齢者人口の増大に伴い、認知症高齢者や要支援・要介護認定者等、何らかの支援・介護を要する高齢者が増加する一方で、元気な高齢者も増加し、自発的な学習や趣味、スポーツ・レクリエーションなど、心の豊かさや生きがいを求める人々も増加しています。

こうした元気な高齢者の有する知識・技能・経験を活かしつつ、生き生きとした活力のある社会を創造していくために、高齢者一人ひとりがそれぞれの生きがいを持って積極的に地域社会へ参加できるような場・機会・体制を構築していきます。

基本方針2

利用者の視点に立ったサービス提供体制の確立

支援を要する高齢者が、いつでも安心して必要なサービスを利用できるよう、利用者の視点に立ったサービス提供体制の確立を図ります。

介護保険サービスにおいては、質の確保等に取り組むとともに、介護保険制度の円滑な利用を促し、利用者がスムーズにサービスを利用できるよう、事業者情報の提供等に努めていきます。

また、介護保険以外のサービスとして、高齢者の多様な支援ニーズを踏まえつつ、サービスを必要とする高齢者に的確にサービスが提供されるよう、様々な生活支援サービスや住宅支援サービスに取り組んでいきます。

なお、介護現場での人材不足や必要な生活援助の確保など、介護保険を補完するサービスとして、ボランティアの方々との連携による施設や在宅への派遣制度について検討していきます。

概要版

基本方針3

介護予防と地域リハビリテーションの推進

高齢者が生き生きと健やかに過ごしていくためには、普段から介護予防を意識して生活することが大切です。

また、転倒・骨折、関節疾患などにより徐々に生活機能が低下していく「廃用症候群」の状態にある方やその可能性の高い方は、適切なサービス利用により状態の維持、改善が期待されるため、介護予防は今後ますます重要になってきます。

本市では、高齢者の生活習慣病予防の視点からの健康づくりを推進するとともに、リハビリテーション病院やケア・リハビリセンター等のリハビリ資源や地域包括支援センター等の連携により、介護予防と地域リハビリテーションを推進していきます。

基本方針4

自助・共助・公助の連携による地域ケアシステムの確立

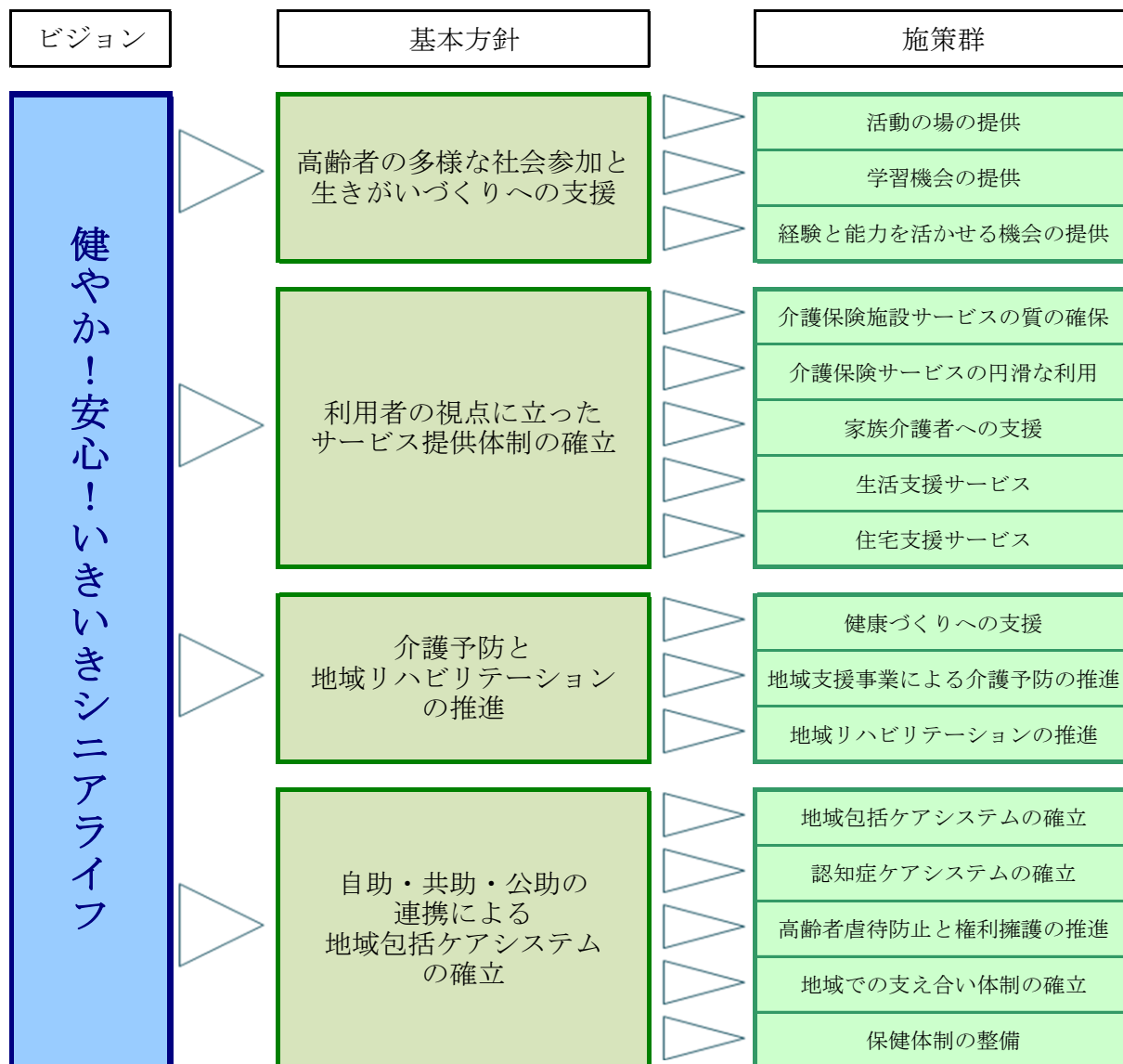
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、自助・共助・公助の視点から、市民・地域・行政による連携・協働が不可欠です。

そこで、公的機関が行う福祉や介護保険制度等のサービス（フォーマルサービス）だけではなく、友人、近隣住民、ボランティアの方々の主体的な取り組みによるさまざまなサービス（インフォーマルサービス）との連携や相互補完によって、認知症高齢者を地域で見守り、高齢者虐待を防止できるような支え合いのしくみと体制（地域ケアシステム）の確立を図ります。

概要版

第4節 施策の体系

本計画の目指す高齢者保健福祉・介護ビジョンを実現するための施策体系は次のとおりです。



第5次高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画

概要版

施策群	施策
活動の場の提供	老人福祉センター
	老人憩の家
	老人クラブ
	老人生きがい広場
	スポーツ教室
学習機会の提供	ふなばし市民大学校「いきいき学部」
	公民館の高齢者対象講座
経験と能力を活かせる機会の提供	(財団法人) 船橋市生きがい福祉事業団
介護保険サービスの質の確保	地域支援事業／介護相談員派遣事業
	身体拘束廃止の取組み
	個室ユニットケアの推進
介護保険サービスの円滑な利用	地域支援事業／介護給付等費用適正化事業
	介護保険事業の普及啓発
	介護サービス事業所情報の提供
	介護保険利用者負担助成事業の実施
家族介護者への支援	介護老人福祉施設利用者負担対策事業の実施
	地域支援事業／家族介護教室の開催
	地域支援事業／家族介護者の相談
	地域支援事業／徘徊高齢者家族支援サービス事業
	地域支援事業／認知症家族交流会
	介護用品の支給
	家族介護慰労金の支給
	やすらぎ支援員訪問事業
ファミリー・サポート・センター	
生活支援サービス	緊急通報装置の設置
	声の電話訪問
	郵便局員訪問事業
	軽度生活援助員の派遣
	食の自立支援事業
	寝具乾燥消毒サービス
	日常生活用具の給付・貸与
	杖の支給
	補聴器購入費用助成事業
	高齢者福祉タクシー
	訪問理美容サービス
	高齢者支援協力バス
	船橋市福祉有償運送運営協議会の設置
住宅支援サービス	地域支援事業／住宅改修支援事業
	高齢者の民間賃貸住宅への入居支援
	高齢者住宅改造資金の助成
	高齢者住宅整備資金の貸付
	高齢者向け住宅の普及

第5次高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画

概要版

施策群	施策
健康づくりへの支援	特定健康診査・特定保健指導
	高齢者いきいき健康教室
	高齢者すこやか活動支援事業
	地区戸外会
	健康教育
	健康相談
	骨密度測定事業
	その他・イベント等
地域支援事業による介護予防の推進	地域支援事業／特定高齢者把握事業
	地域支援事業／通所型介護予防事業
	地域支援事業／訪問型介護予防事業
	地域支援事業／介護予防普及啓発事業
	地域支援事業／認知症予防普及啓発事業
	地域支援事業／介護予防ケアマネジメント事業
	地域支援事業／介護予防教室
地域リハビリテーションの推進	地域リハビリテーションの推進
	船橋市ケア・リハビリセンターの機能充実
地域包括ケアシステムの確立	地域支援事業／地域包括支援センター運営事業
	地域支援事業／在宅介護支援センター運営事業
	地域支援事業／実態把握
	地域支援事業／相談協力員研修会
	地域支援事業／ケアマネジャー研修事業
	地域支援事業／高齢者地域ケア会議
認知症ケアシステムの確立	地域支援事業／相談窓口の周知
	地域支援事業／認知症についての地域住民及び支援関係者への広報・啓発活動
	地域支援事業／認知症相談事業
	地域支援事業／認知症予防普及啓発事業【再掲】
	(仮称) 認知症支援訪問介護サービス
	やすらぎ支援員訪問事業【再掲】
SOSネットワーク	
高齢者虐待防止と権利擁護の推進	地域支援事業／高齢者虐待防止の周知と啓発
	地域支援事業／相談窓口の周知
	地域支援事業／高齢者虐待防止の体制
	地域支援事業／成年後見制度利用支援事業
	地域支援事業／成年後見制度普及事業
地域での支え合い体制の確立	地域福祉支援員配置事業
	民生委員活動事業
	ミニデイサービス事業補助金交付事業
	ふれあいいきいきサロン事業補助金事業
	ファミリー・サポート・センター【再掲】
保健体制の整備	新保健所の整備

概要版

第4章 重点項目

本計画では、今後3年間に特に力を入れて取り組むべき施策・事業として重点項目を設定し、各制度の枠にとらわれることなく、サービスを受ける高齢者の立場を重視した横断的施策として推進していくものとします。

重点項目の実現には、行政だけではなく、市民や地域の主体的な参画と協働が求められます。

3つの重点項目

◆ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯への支援

◆認知症高齢者及びその家族への支援

◆健やかシニアライフを願う高齢者への介護予防の推進

重点項目 1

ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯への支援

人口構造の高齢化並びに平均寿命の延伸に伴い、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯は今後ますます増加していくことが予想されます。

こうした中、近年では都市部におけるひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の孤立死・孤独死が社会問題化しています。

地域社会から孤立することなく、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯がその人らしく、自立して暮らせるよう、「自立生活への支援」「社会参加・交流促進」「見守り体制の確立」を視点として各施策を行政・地域・市民が一体となって支援していきます。



概要版

重点項目 2

認知症高齢者及びその家族への支援

要介護認定者の約半数が見守りなど支援を必要とする認知症高齢者であると言われています。また、高齢者人口の増大に伴い、今後さらに認知症高齢者の増加も見込まれており、認知症高齢者に係る問題は高齢社会における共通の課題となっています。

今後想定されるニーズの増大に対し、認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう「啓発と理解の促進」「家族介護者への支援」「見守り体制の確立」を視点として総合的な支援体制の構築を推進します。



重点項目 3

健やかシニアライフを願う高齢者への介護予防の推進

高齢者が自立して暮らしていくためには、介護予防を効果的に行うことにより、介護が必要な状態になることをできる限り防いでいく必要があります。

本市の10万人を超える高齢者が健康で生き生きと暮らすことができるよう、「介護予防の普及啓発」「高齢者一人ひとりの介護予防の促進」「介護予防支援体制の強化」を視点として、生きがいづくりや健康づくりへの支援とともに、介護予防に関する施策を推進していきます。



概要版

第5章 主な事業

第1節 活動の場の提供

高齢者の仲間づくりや各種レクリエーション活動等を促進させるため、気軽に集い、互いの親睦を深めることができるような活動の場と機会を提供していきます。

老人生きがい広場

高齢者の仲間づくりと健康の維持・増進を図ることを目的に、老人生きがい広場に11カ所16面のゲートボール場を設置しています。

高齢者向けの軽スポーツには、グランドゴルフを始めとした多種多様なスポーツがあることから、既存の公共施設等を利用するなど、今後も高齢者の多様なニーズに対応できるよう支援に努めます。

第2節 学習機会の提供

高齢者の自己啓発と教養を高め、生きがいを持って地域で暮らしていけるよう、多彩な内容・メニューの学習機会を提供していきます。

公民館の高齢者対象講座

市内25地区の各公民館では、「寿大学」や「福寿大学」の名称で、生きがいづくり、健康づくり、ライフプラン学習、異世代交流、教養、趣味など多彩なメニューの高齢者学級を開催し、高齢者自らが企画・運営に参加するケースも出てきています。

また、公民館や市民大学校では、福祉・スポーツ・生涯学習などシニア向けの各種ボランティア養成講座も実施しています。

今後は、高齢者の生きがいづくりと学習機会の提供という役割を継続しながら、学習した成果を地域に生かせる機会を充実していきます。

第3節 家族介護者への支援

自宅で介護をしている家族介護者に対して、介護に伴う身体的・精神的・経済的負担を軽減できるよう支援していきます。

概要版

認知症家族交流会

認知症高齢者の介護を行う家族が、お互いに介護の相談、情報交換、勉強会などを行い、家族の負担を軽減できるよう支援するため、認知症家族交流会を社団法人認知症の人と家族の会に委託して開催していきます。

第4節 生活支援サービス

ひとり暮らし高齢者など、誰もが住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、介護保険サービスを補完する多様な生活支援サービスを提供していきます。

軽度生活援助員の派遣

ひとり暮らし高齢者等の日常生活を支援するため、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に、有償ボランティアである援助員を派遣し、買い物や家庭内の整理・整頓など、日常生活上の軽易な援助を行います。(1回1時間400円(住民税非課税世帯は無料)。原則月2回まで)

第5節 住宅支援サービス

高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して快適に暮らしていけるよう、バリアフリー化等の住宅改修や住まいの確保等に関する支援を行っていきます。

高齢者住宅改造資金の助成

要支援・要介護の認定を受けている高齢者が、住み慣れた自宅で安心して快適な生活を送るために、家屋内の段差解消や手すりの設置など、住宅の改造をしようとする世帯に改造資金の助成を行います。(住民税課税額32万円以下の世帯が対象。助成額は50万円上限。ただし、住民税課税世帯は半額助成)

概要版

第6節 健康づくりへの支援

高齢者がいつまでも元気に暮らしていけるよう、高齢者自身の主体的な健康づくりを基本に、生活習慣病予防等の観点から、これを支えるためのさまざまな支援を行っていきます。

健康教育

いつまでも生き生きと健康で過ごすためには、若い時からの健康づくりが大切です。今後も、個人で取り組むだけでなく地域ぐるみで健康づくりができるように地域住民とも協働し支援していきます。

(1) 健康講座、糖尿病教室等

広く市民に啓発する必要があるテーマについて、市広報やちらし等で市民全体に呼びかけて実施していきます。

(2) 地区健康教育

地域住民が積極的に健康づくりを推進する地域が増えています。今後益々、健康づくりに取り組む地域が拡大するように地域住民と協働して健康教育を実施し、地域の健康水準が向上するように支援していきます。

第7節 地域支援事業による介護予防の推進

高齢者が元気に暮らしていくためには、生活習慣病予防の観点からの健康づくりと併せて、要支援・要介護状態になることを防ぐ介護予防の観点からの取り組みが重要です。そのために、介護保険制度に基づく地域支援事業を通じて介護予防を推進していきます。

特定高齢者把握事業

介護予防事業は、主として、要介護状態等となるおそれの高い虚弱な65歳以上の者（特定高齢者）を対象として実施することを基本とし、特定高齢者が要介護状態等となることを予防することを通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生き生きとした生活ができるよう支援するものです。

特定高齢者を選定するために、介護保険第1号被保険者（65歳以上の者）のうち要介護者・要支援者以外の者を対象に、郵送により基本チェックリスト（※）を

概要版

実施し、その結果、特定高齢者候補者となった者に生活機能チェックと生活機能検査を実施します。

なお、基本チェックリストを返送されない高齢者の中でリスクが高いと思われるひとり暮らし・高齢者のみ世帯の高齢者や民生委員等からの情報による「リスクの高い高齢者」等については、訪問により基本チェックリストを実施します。

※基本チェックリスト：日常生活で必要となる機能（生活機能）の低下の有無を確認するための25項目からなる質問票

第8節 地域リハビリテーションの推進

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、市立リハビリテーション病院やケア・リハビリセンター等の資源を活かし、保健・医療・福祉・介護の連携体制を構築し、地域リハビリテーションを推進します。

地域リハビリテーションの推進

高齢者が住み慣れた地域で、安心して生き生きとした生活を送れるようにするためには、生活機能の低下による要介護状態を予防するとともに、疾病の発症後は、医療や保健福祉が連携を図り、急性期、回復期、維持期まで効率的に継続される地域リハビリテーション体制が必要です。

本市では、平成20年4月に、市内で不足していた回復期のリハビリテーションを集中的に行う市立リハビリテーション病院が開院しました。

この病院を中心として、医療センターなどの急性期病院との連携を図るとともに、ケア・リハビリセンター、地域の診療所、訪問看護、訪問リハビリ、訪問介護、通所リハビリなど維持期のリハビリサービスとさらなる連携を推進し、リハビリテーションが必要となる高齢者の生活機能の維持・向上を図っていきます。

第9節 地域包括ケアシステムの確立

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者の保健・医療・福祉に関する包括的な支援を行うためのしくみとして、地域包括支援センターを中核とする地域包括ケア体制の確立を図ります。

概要版

地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続し、その中で包括的継続的支援が可能となるような「地域包括ケアシステム」を具体的に実現し、そのケアシステムをマネジメントする中核的拠点として設置されました。

本市の地域包括支援センターについては、本庁と4保健センター内に直営で設置するものとし、日常生活圏域の担当地区は、中部地域包括支援センターが中部地区を、東部地域包括支援センターが東部地区を、西部地域包括支援センターが西部地区を、南部地域包括支援センターが南部地区を、北部地域包括支援センターが北部地区を担当するものとして、平成18年4月1日に設置いたしました。

地域包括支援センターの設置から数年が経過し、ケース対応やケアプランの作成などの件数が増加し、事業のスタート当初とは状況が大幅に変化していることから、地域包括支援センターの配置体制について見直す必要があります。

第10節 認知症ケアシステムの確立

今後ますます増加することが予想される認知症高齢者について、正しい知識の普及と理解の向上を図りつつ、地域での見守りと支えあい、そして関係機関の連携による認知症ケア体制の確立を図ります。

認知症についての地域住民及び支援関係者への広報・啓発活動

認知症サポーターを計画期間中に9,000人育成し、認知症に関する正しい知識と理解の普及、啓発を行うとともに、地域に根付いた認知症高齢者の見守り体制の確立を図っていきます。

また、地域や企業において「認知症サポーター養成講座」を開催していくとともに、養成の講師を務めるキャラバン・メイトについても今後も養成に努めていきます。

第11節 高齢者虐待防止と権利擁護の推進

高齢者が尊厳を持って暮らしていくためには、近年増加傾向にある高齢者への虐待を防止することが重要であることから、その早期発見・早期対応の体制を構築す

概要版

るとともに、高齢者の権利擁護のための成年後見制度の普及や利用支援を行っていきます。

高齢者虐待防止の体制

高齢者虐待の予防、早期発見・早期対応のため、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、民生委員、近隣の住民等関係機関と連携して、高齢者がいる家族を孤立させないように地域で見守っていきます。

また、高齢者虐待の予防、再発の防止を図り、高齢者の平穏な生活を確保し、実際の対応を協議することを目的に、専門職を中心として「船橋市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」及びその下部組織として「船橋市高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議」を設置して対応しています。

第12節 地域での支え合い体制の確立

高齢者が住み慣れた地域で孤立することなく、いつまでも安心して暮らしていただけるよう、地域での支え合い体制の確立を図ります。

地域福祉支援員配置事業

本市では、他市と同様に、地域での住民同士の関係が希薄となっている現状があります。地域の住民一人ひとりの心の絆を再び結びつけ、強めていくためには、住民同士がお互いに助け合う「共助社会」を構築し、地域ぐるみの福祉活動の活性化が重要です。その活性化の支援をするのが行政からの「地域福祉支援員」です。公募による非常勤職員を含めた「地域福祉支援員」は、実際に地域へ出向いて、地域の方と話し合い、アドバイスや情報等を提供して支援活動を行っております。なお、「地域福祉支援員」は地域福祉課に配置しています。

概要版

第6章 高齢者介護のあり方と目標指標

第1節 平成26年度における高齢者介護の姿

従来、主に家族が担ってきた高齢者介護について、本市では介護保険制度の施行により、これを地域や社会で支え合うという、いわゆる“介護の社会化”の実現に向けて介護保険事業の運営を行っています。

介護保険創設の理念である“介護の社会化”を進めるにあたっては、介護を必要とする高齢者本人が望む介護の実現を図ることが重要であり、平成19年度に実施した高齢者生活実態調査等においては多くの高齢者が在宅での介護を望んでいます。

在宅介護を指向する高齢者の介護ニーズ等を踏まえ、本市では平成26年度を見据えた高齢者介護の姿として次のような将来像を設定し、介護保険事業の円滑な運営に取り組めます。

高齢者介護の姿

- 要支援・要介護認定者数が急増することなく、多くの高齢者が自立しながら暮らしています。
- 介護を必要とする高齢者の多くは、住み慣れた地域・日常生活圏において、在宅を中心とする介護サービスを利用しながら暮らしています。
- 重度の高齢者は、それぞれの必要と状況に応じて、入所施設や居住系施設において希望するサービスを受けています。

概要版

第2節 平成26年度における目標指標

施設系・居住系における平成26年度までの目標（参酌標準）

平成26年度までに

- ①施設・居住系サービスの利用者割合 → 要介護2以上の者に対して37%以下に
- ②施設サービスの重度者の割合 → 要介護4・5の方を70%以上に
- ③個室ユニット化の推進 → 特養70%、介護保険3施設の50%以上に

施設・・・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
 居住系・・・認知症高齢者グループホーム、介護専用型特定施設

1 施設・介護専用型居住系サービス利用者の割合

第4期介護保険事業計画では、国の参酌標準に基づき要介護2～5の認定者数に占める施設・介護専用型居住系サービス利用者数の割合について、平成26年度までに37%以下となる目標を設定する必要があります。

本市における利用者割合は、平成19年度で32.1%と国の示す目標水準を満たしておりますが、今後の認定者増に対応するため、平成23年度までに施設・介護専用型居住系サービス利用者の割合が37%に達するよう、基盤整備を進めていきます。

2 施設サービス利用者の重度者への重点化

国の参酌標準に基づき、施設サービス利用者に占める要介護4～5の認定者の割合を平成26年度には70%以上となる目標を設定する必要があります。

本市における重度化割合は平成19年度で59.5%と国の示す目標水準に達していないため、今後は施設サービス利用における重度者への重点化を図っていきます。

概要版

目 標 指 標	実 績		目 標	参酌標準
	平成18年度	平成19年度		
要介護2～5に対する施設・介護専用型居住系サービスの利用者の割合	34.0%	32.1%	37.0%	37%以下
施設利用者に対する要介護4～5の者の割合	59.0%	59.5%	70.1%	70%以上

※施設とは、介護保険3施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）及び地域密着型介護老人福祉施設をいう

※介護専用型居住系サービスとは、認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護（介護専用型）・地域密着型特定施設入居者生活介護をいう

3 個室ユニット化の推進

今後、整備を進めていく介護保険施設について、個室ユニット型を基本としつつ、利用者のニーズに沿った施設の整備を推進していきます。

第7章 第4期介護保険事業計画の施設等整備方針

第1節 日常生活圏域

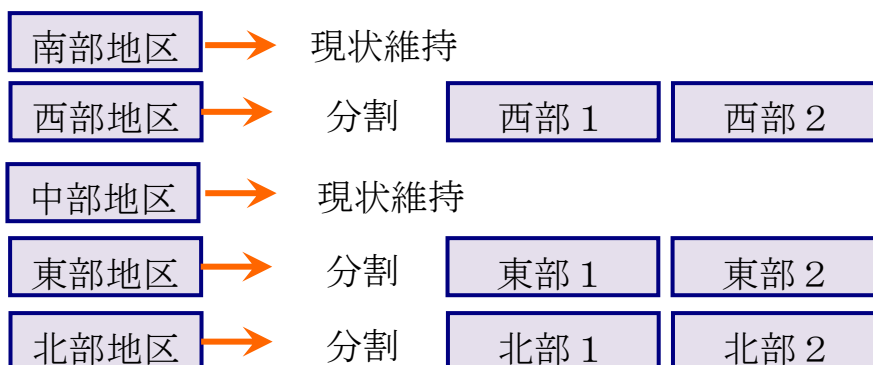
本市における日常生活圏域は、市総合計画における行政コミュニティ及び地域福祉計画における保健福祉地区と同じ5つの地区（南部・西部・中部・東部・北部）を設定しています。

介護保険事業計画が調和を求められている市総合計画や地域福祉計画の地区とも一致し、また、第3期計画期間での取り組みを通じて市民に定着しつつあることから、本計画においても現状の5つの日常生活圏域を継続するものとします。

第2節 地域包括支援センターの配置整備方針

高齢者人口が急増する中、相談業務等に対応し、市民にとってより身近なセンターとするため、現状の担当地区の人口や面積等を考慮して「東部」「西部」「北部」地区をそれぞれ分割し、設置数を現状の5か所から8か所に見直し、体制強化を図っていきます。

概要版



第3節 施設等基盤整備に関する基本的考え方

1 基本的な考え方

本計画は、平成26年度の目標年度に至る中間段階としての位置づけになります。施設等の基盤整備については、第3期計画期間における実績等を踏まえ、整備目標数を設定します。

2 施設等整備計画数の設定

(1) 施設別整備計画数

施設別の整備の考え方を踏まえ、整備計画数については次のように設定します。

介護保険3施設及び介護専用型居住系サービス整備計画数

(単位：床)

	平成20年度末 整備済予定数	整備予定数			
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	
施設系	介護老人福祉施設	1,277	0	185	100
	地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0	29
	介護老人保健施設	981	0	200	130
	介護療養型医療施設	0	0	0	0
	小計	2,258	0	385	259
居住系	認知症対応型共同生活介護	350	90	90	90
	介護専用型特定施設	0	70	0	0
	地域密着型特定施設	0	29	29	29
	小計	350	189	119	119
合計	2,608	189	504	378	

概要版

(単位：床)

	平成20年度末 整備済予定数	整備予定数		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
混合型特定施設	535	0	70	70

(2)地域密着型サービス整備計画数

[施設・居住系地域密着型サービス（日常生活圏域別整備計画数）]

(単位：床)

平成20年度末整備済予定数			
	認知症対応型 共同生活介護	地域密着型 介護老人福祉施設	地域密着型 特定施設入居者生活介護
南部圏域	45	0	0
西部圏域	71	0	0
中部圏域	63	0	0
東部圏域	63	0	0
北部圏域	108	0	0
合計	350	0	0

平成21年度から23年度整備予定数						
圏域	認知症対応型共同生活介護			地域密着型介護老人福祉施設		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
南部圏域	21	16	13	0	0	5
西部圏域	9	20	18	0	0	6
中部圏域	8	17	14	0	0	5
東部圏域	52	28	25	0	0	7
北部圏域	0	9	20	0	0	6
合計	90	90	90	0	0	29

圏域	地域密着型特定施設入居者生活介護			合計		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
南部圏域	5	5	4	26	21	22
西部圏域	5	6	6	14	26	30
中部圏域	5	5	5	13	22	24
東部圏域	8	7	7	60	35	39
北部圏域	6	6	7	6	15	33
合計	29	29	29	119	119	148

※圏域別の整備予定数については、各圏域の高齢者人口の伸び率等を勘案して設定

概要版

[施設・居住系以外の地域密着型サービス]

[夜間対応型訪問介護]

平成18年度、19年度の利用量の実績を勘案し平成23年度に100人が利用するものとして、1事業所に設定。

[認知症対応型通所介護]

平成18年度、19年度の利用量の実績を勘案し、1施設定員12名とした場合で、平成23年度までに各圏域に2事業所の割合で整備数を設定。

[小規模多機能型居宅介護]

平成18年度、19年度の利用量の実績を勘案し、1施設利用定員を25名とした場合で、平成23年度までに各圏域に1事業所の割合で整備数を設定。

(3)その他の施設について

[養護老人ホーム]

豊寿園の建替えは、平成21年度に完了予定です。定員は50床から52床になります。

運営形態については、現在の公設公営から民設民営となります。

[軽費老人ホーム]

現在、軽費老人ホーム8施設が整備済みです。

本計画期間においては、需要と供給の均衡がとれているため、現状維持とします。

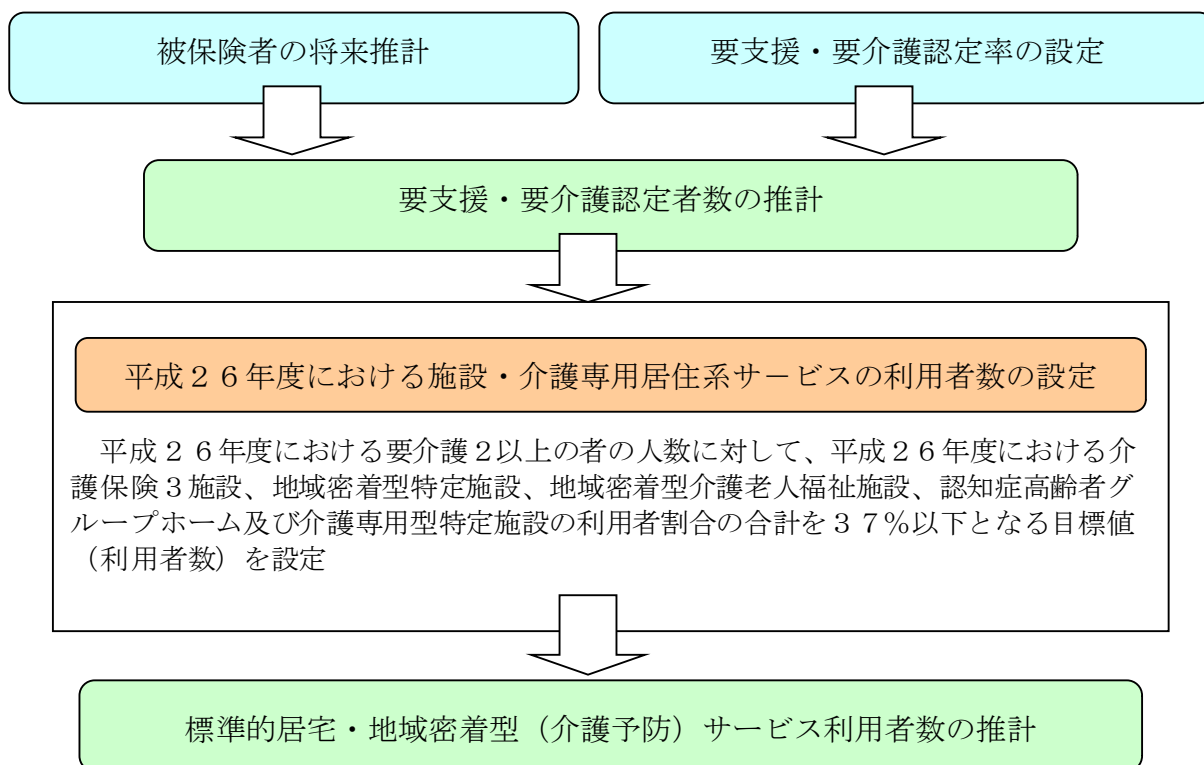
[老人福祉センター]

現在、船橋市内には5つの行政コミュニティにそれぞれ一つずつ老人福祉センターが設置されています。今計画においては現状維持とします。

概要版

第8章 介護保険事業量等の現状と見込み

第1節 サービス利用者数推計の手順



第2節 被保険者数

被保険者数 (人)	第3期実績			第4期計画			第5期計画		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総数	290,685	298,168	305,299	312,220	319,397	326,530	333,701	340,101	345,750
第1号被保険者	98,112	103,964	109,663	113,993	118,694	123,367	128,068	132,209	135,803
65～74歳	63,090	66,390	69,234	69,854	71,303	72,745	74,194	75,060	75,347
75歳以上	35,022	37,574	40,429	44,139	47,391	50,622	53,874	57,149	60,456
第2号被保険者	192,573	194,204	195,636	198,227	200,703	203,163	205,633	207,892	209,947

※各年度10月1日現在

概要版

第3節 要支援・要介護認定者数

認定者数 (人)	第3期実績			第4期計画			第5期計画		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認定者 計	13,386	14,122	14,870	15,977	16,956	17,922	18,908	19,958	21,090
要支援1等	1,478	1,333	1,413	1,521	1,616	1,710	1,809	1,905	2,013
要支援2	1,330	2,042	2,255	2,251	2,389	2,520	2,672	2,822	2,985
要介護1	3,517	2,899	2,908	3,305	3,516	3,723	3,921	4,142	4,375
要介護2	2,157	2,371	2,511	2,692	2,855	3,014	3,177	3,351	3,541
要介護3	1,863	2,187	2,349	2,523	2,676	2,830	2,984	3,151	3,330
要介護4	1,738	1,948	2,036	2,189	2,322	2,455	2,588	2,735	2,893
要介護5	1,303	1,342	1,398	1,496	1,582	1,670	1,757	1,852	1,953
認定率	13.6%	13.6%	13.6%	14.0%	14.3%	14.5%	14.8%	15.1%	15.5%

※ 平成20年度については見込み

第4節 サービス量の見込み

施設・居住系サービスの利用者数

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
高齢者人口（第1号被保険者）	113,993	118,694	123,367	128,068	132,209	135,803
要支援及び要介護1の認定者数	7,077	7,521	7,953	8,402	8,869	9,373
要介護2～5の認定者数	8,900	9,435	9,969	10,506	11,089	11,717
3施設入所者数+グループホーム、介護専用の居住系サービス利用者数	2,878	3,332	3,688	3,887	4,102	4,335
要介護2～5の認定者数に占める3施設入所者数+グループホーム、介護専用の居住系サービス利用者数の割合	32.3%	35.3%	37.0%	37.0%	37.0%	37.0%
3施設の入所者数	2,371	2,706	2,943	3,014	3,139	3,282
3施設入所者数に占める要介護4及び要介護5の入所者数の割合	64.6%	64.7%	64.7%	70.1%	70.1%	70.1%
グループホーム、介護専用の居住系サービス利用者数	507	626	745	873	963	1,053

概要版

1 第4期計画におけるサービス見込み量（総括表）

見込み量は現段階のものであり、今後、国審議会等の動向によって変更があり得ます。

〔居宅サービス及び介護予防サービス〕

サービスの種類	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問介護	(回数/年)	891,871	969,414	985,019
	(人数/年)	17,025	18,395	19,740
訪問入浴	(回数/年)	21,121	23,863	23,858
		40	42	44
訪問看護	(回数/年)	40,676	44,883	45,280
		1,078	1,145	1,207
訪問リハビリテーション	(日数/年)	12,186	15,122	18,059
		1,377	1,992	2,980
居宅療養管理指導	(人数/年)	20,188	26,083	31,793
		964	1,279	1,685
通所介護	(回数/年)	362,786	419,735	468,496
	(人数/年)	7,986	8,772	9,579
通所リハビリテーション	(回数/年)	97,657	104,975	108,143
	(人数/年)	1,760	1,869	1,971
短期入所生活介護	(日数/年)	121,441	140,490	151,181
		891	947	999
短期入所療養介護	(日数/年)	34,564	39,195	41,546
		266	290	316
特定施設入居者生活介護	(人数/年)	6,050	6,823	7,442
		900	956	1,045
福祉用具貸与	(人数/年)	39,911	43,255	43,925
		1,960	2,082	2,196
特定福祉用具販売	(人数/年)	1,341	1,432	1,463
		275	292	308
住宅改修	(人数/年)	908	966	991
		277	294	310
居宅介護支援	(人数/年)	84,328	90,201	92,237
介護予防支援		23,918	25,414	26,816

※上段は介護サービス、下段は介護予防サービスを示している

※訪問介護、通所介護、通所リハビリテーションについては、介護給付と介護予防給付では報酬体系が異なるため、単位を介護給付は回数、予防給付は人数で示している

概要版

〔地域密着型サービス及び介護予防地域密着型サービス〕

サービスの種類	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
夜間対応型訪問介護	(人数/年)	400	800	1,200
認知症対応型通所介護	(回数/年)	7,118	9,718	12,320
		0	0	0
小規模多機能型居宅介護	(人数/年)	1,097	1,251	1,405
		75	85	95
認知症対応型共同生活介護	(人数/年)	4,722	5,460	6,540
		0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人数/年)	0	0	29
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人数/年)	29	377	725

※上段は介護サービス、下段は介護予防サービスを示している

〔施設サービス〕

サービスの種類	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人福祉施設	(人数/年)	15,324	15,509	17,644
介護老人保健施設	(人数/年)	11,340	11,908	13,881
介護療養型医療施設	(人数/年)	1,788	1,656	1,452

第5節 市町村特別給付

市町村特別給付

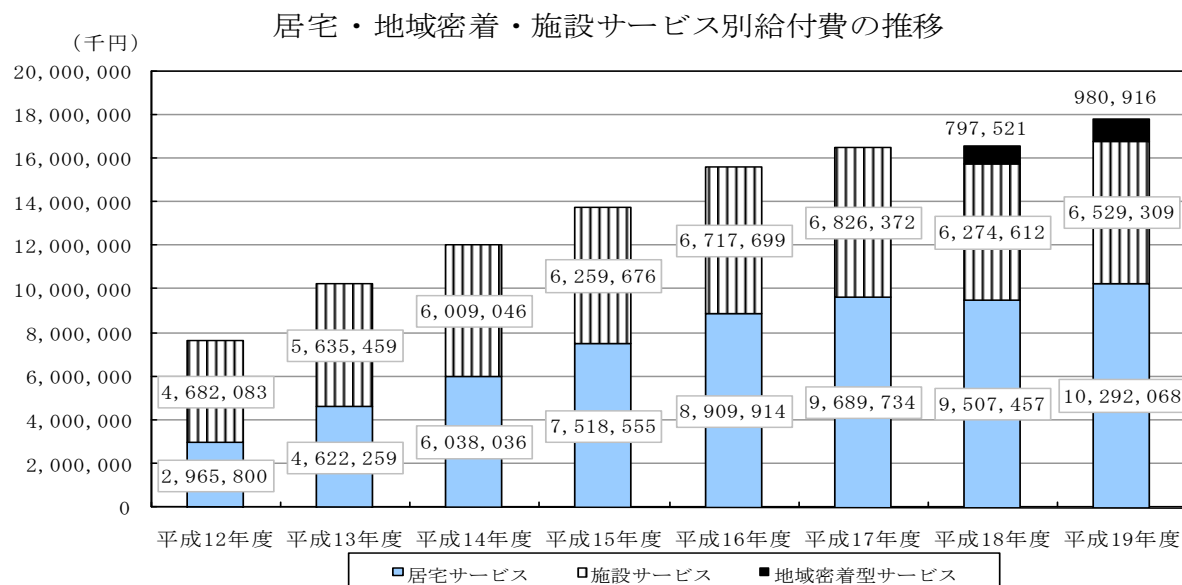
本市では、認知症高齢者の在宅生活を支援するため、法定の訪問介護の横出しサービスとして、「(仮称) 認知症支援訪問介護サービス」の実施を検討しています。

介護保険の訪問介護では対象外となっている「見守りサービス」について、例えば、認知症高齢者を介護している家族が外出中に、訪問しているホームヘルパーが本人の状況に応じて、引き続き見守り等が可能となるサービスを市町村特別給付の対象とすることで、本人の在宅生活の継続と認知症高齢者を抱える家族の負担軽減を図ります。

概要版

第6節 介護保険料の見込み

(1) 保険給付の推移



(2) 介護保険料の見込み

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、3年ごとに見直すことになっております。現在、市では、平成21年度から23年度の保険料について、国から示された推計方法に基づき算定を行っておりますが、高齢者数の伸びを上回るサービス利用者数の増加などにより、保険料については上昇する見込みです。

(3) 第1号被保険者の介護保険料

第3期（平成18年度～20年度）
保険料基準月額 3,700円

※介護保険基金から5億3400万円を取り崩すことで、計画上算定された基準月額を引き下げました。

(3,840円→3,700円)



第4期（平成21年度～23年度）
保険料基準月額 4,365円

※上記には、介護保険基金の取り崩しは含まれておりません。最終的には基金の取り崩し等を含めて算定します。

(4) 保険料段階の見直し

所得に配慮した設定とするため、保険料段階を増やす方向で検討します。